

置賜の「花」をテーマにした観光誘客事業に係る広告宣伝業務委託 業者選定プロポーザル参加者の募集について

次のとおり、置賜地域の「花」をテーマにした観光誘客事業に係る広告宣伝業務委託について、企画提案競争により、受託者の選定を行う。

平成29年1月10日

山形おきたま観光協議会
会長 中川 勝

1 目的

置賜の「花」をテーマにした観光誘客事業に係る広告宣伝業務を委託するにあたり、最も優秀な企画提案を選定するためプロポーザルを実施する。

2 委託業務名

置賜の「花」をテーマにした観光誘客事業に係る広告宣伝業務委託

3 委託業務内容

置賜地域への観光誘客促進を図ることを目的として、春夏秋冬の「花」をメインテーマに当該地域の魅力を広くPRするための宣伝広告を行うもの。

※ 詳細は実施要領、仕様書のとおり。

4 委託期間

契約締結の日から平成29年11月30日（木）まで

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

ただし、下記①及び③において、山形県の入札参加資格を求めるものではない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 1年以上引き続き業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する法人その他の団体であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑦ 次にいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき
- ⑥ 見積金額が山形おきたま観光協議会の提示する予算上限額を上回るとき

6 実施要領及び仕様書の配布期間

平成29年1月10日（火）から平成29年1月13日（金）まで

※ 7実施要領の配付場所に直接受け取りに来庁する場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間とすること。

7 実施要領の配付場所、書類の提出場所及び問い合わせ先

山形おきたま観光協議会事務局

（山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室）

住所：〒992-0012 米沢市金池七丁目1番50号（県置賜総合支庁3階）

電話：0238-26-6046

FAX：0238-26-6047

8 書類の提出期限

参加申込書等 平成29年1月13日（金） 午後5時15分

企画提案書等 平成29年1月18日（水） 午後5時15分

提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）で「7 書類の提出場所」に提出してください。

9 その他

その他、詳細は企画提案競争実施要領及び業務委託仕様書に示すところによる。